

令和8年度弘前市お試し移住宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住希望者に対し、本市の風土及び日常生活の体験を目的とした滞在に要する宿泊費を助成することにより、本市への移住・定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、令和8年度予算の範囲内において、弘前市お試し移住宿泊費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住希望者 青森県外（日本国内に限る。）に居住している者であって、本市への移住や、本市に対する継続的な関心や関わりを持ちながら、地域と多様な形で繋がることを希望するものをいう。
- (2) お試し移住 住居探し、仕事探し、居住環境の確認、地域との関わり等を目的として、宿泊施設に連続して2泊以上宿泊することをいう。
- (3) 宿泊施設 弘前市宿泊税条例（令和7年弘前市条例第18号）第2条第2項第3号に規定する宿泊施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。
- (4) 体験プログラム 市が行う関係人口創出事業、ひろさき農業総合支援協議会が実施する農業里親研修（トライアル研修に限る。）又は公益社団法人弘前観光コンベンション協会若しくは一般社団法人Clan PEONY津軽が管理している体験コンテンツ（自己負担があるものに限る。）のうち市内で実施されるものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、お試し移住をする移住希望者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) お試し移住のために本市に滞在する期間中に、1以上の体験プログラムに参加すること。
- (2) 暴力団員又は暴力団と関係を有する者ではないこと。
- (3) 国、県その他の機関から助成金と同様の補助金等の交付を受けた、又は受ける見込みでないこと。
- (4) その他市長が不相当と認めた者ではないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者及び同行者（助成対象者同一の住所に居住し、及び同行してお試し移住をする者（弘前市宿泊税条例に規定する宿泊税を課される者に限る。）のうち前条各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。）のお試し移住に要する宿泊費とする。

- 2 前項の宿泊費は、標準的な朝食代及び夕食代と一体となった宿泊費を含み、交通費等と一体となった包括的な宿泊費を含まないものとする。
- 3 第1項の宿泊費には、追加の食事代、附帯施設・サービスの利用料、入湯税及び宿泊税を含まないものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 助成対象経費の実支出額（宿泊費の支払いに利用したポイント・クーポン等相当額を除く。）の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
 - (2) 助成対象者及び同行者それぞれについて4,000円に宿泊数を乗じて得た額を合算した額
- 2 助成金の交付の対象となる同行者は、1回のお試し移住につき3人を上限とする。
 - 3 一の助成対象者又は同行者に対する助成金は、1人につき今年度内において7泊を上限とする。

(行動計画等の確認)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、お試し移住を開始する日の10日前までに、令和8年度弘前市お試し移住宿泊費助成金行動計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するほか、お試し移住の実施前にオンライン又は電話により市と面談等を行い、お試し移住の内容について確認を受けるものとする。

- (1) 申請者及び同行者の身分証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(交付申請及び請求)

第7条 申請者は、お試し移住を終了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度弘前市お試し移住宿泊費助成金交付申請書兼請求書(様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するほか、弘前市電子申請・届出システムによりお試し移住事後アンケートに回答しなければならない。

- (1) 宿泊した日及び宿泊費が分かる宿泊施設の領収書等の写し
- (2) 助成金の振込先の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その決定の内容を令和8年度弘前市お試し移住宿泊費助成金交付決定通知兼振込通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金の請求は、前項の規定による交付決定をした日になされたものとみなす。
(交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定をした日から起算して30日以内に口座振込により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定による交付決定をした場合で、交付申請の内容に虚偽があることが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度におけるお試し移住宿泊費について適用する。